

岩手県監査委員告示第17号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月7日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 岩手県大阪事務所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年9月30日
 - (2) 本監査実施日 令和7年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
賃貸借契約に当たり、予定価格を定めていないものが1件、1,447,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	賃貸借契約に当たり、実施伺に予定価格を付記すべきところ、付記及び積算資料の添付が漏れていたもの。 今後は、チェックシートを作成し施行伺に添付するなど、複数職員による確認を行う。